

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則

本規則は、定款第50条に基づき、プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関して定める。本協会に加盟又は登録するすべてのクラブ又はチーム及び選手は、本規則を遵守しなければならない。

1. プロ契約制度

1-1 対象

本協会に登録するすべての選手を対象とする。

1-2 プロ選手

- ① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約（電子契約を含む。以下、「選手契約」という。）を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。
- ② プロ選手及びクラブは、次の各号の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること
 - (2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下総称して「加盟リーグ等」という）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること
 - (3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること
 - (4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと
- ③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。
 - (1) 契約は尊重されなければならない。
 - (2) 契約は、正当事由がある場合には解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は損害賠償義務を負わず、スポーツ上の制裁も科されない。
 - (3) 契約は競技会期間中において一方的に解除することができない。
 - (4) 正当事由のない契約解除の場合、損害賠償金が支払われるべきであり、かかる損害賠償の金額は当該契約において予め規定することができる。
 - (5) 正当事由のない契約解除の場合、違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。
- ④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。
 - (1) 選手が、決定（契約に基づく紛争解決機関による決定。以下に同じ）の日までに、新たなクラブと契約を締結しなかった場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額とする。
 - (2) 選手が、決定の日までに、新たなクラブと契約を締結した場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を控除した金額（以下、「控除残存報酬額」という。）とする。ただし、クラブによる当該契約解除において、報酬の未払いが伴う場合、クラブは選手に対して、追加的損害賠償金として、当該解除された契約の3ヶ月分の平均の月額報酬に相当する金額を控除残存報酬額に追加して支払わなければならない。さらに、当該正当事由なき契約解除の悪質性の度合いによっては、当該追加的賠償金は当該平均の月額報酬の6ヶ月分まで増額することができるが、この場合であっても損害賠償金の合計金額は当該解除された契約の残存期間分の報酬を超えないものとする。
- ⑤ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。
- ⑥ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。
- ⑦ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可を条件としてはならない。
- ⑧ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑨ いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供若しくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針若しくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。
- ⑩ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接又は間接に受け取る権利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本項において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍若しくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。

- ⑪ いかなるクラブ及び選手も、本規則及びF I F A規則の適用を回避し、又は、他人若しくは他の団体を欺く目的で、同一選手について中間クラブを介在させ2回の連続した移籍（国内、国際を問わない）（以下、「ブリッジ移籍」という。）に関与してはならない。同一の選手が16週間以内に二回連続して移籍した場合、そうでないことをクラブ又は選手が証明できない限り、当該二回の移籍に関与した選手及びクラブはブリッジ移籍に関与したものと推定される。本規則に違反した場合、当該目的との関係では当該ブリッジ移籍は無効とし、かつ、違反した者には本協会規律委員会によって懲罰が科される。
- ⑫ 前項に定めるもの以外にも、クラブ及び選手は、本規則及びF I F A規則の適用を回避することを意図した不当な登録や契約をしてはならない。違反した者には本協会規律委員会によって一定期間の新たな選手の登録禁止処分又は活動停止処分を含む懲罰が科される。
- ⑬ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

1-3 選手契約

① 選手契約

- (1) 選手契約には、当事者の名前、契約の目的、当事者の権利と義務、当事者の地位と役務、報酬、契約期間及び各当事者の署名又は記名捺印が含まなければならない。
- (2) 選手及びクラブは、本協会が定める日本サッカー協会選手契約書（以下、「統一契約書」という。）により選手契約を締結しなければならない。当事者は追加的な合意書によって統一契約書を補完することができるものとするが、これら追加的な合意書は本協会の諸規則および日本の法令を遵守したものでなければならない。
- (3) 前号にかかわらず、外国籍の選手と契約する場合、統一契約書以外の契約を用いることができる。ただし、この場合もその内容は、統一契約書に準じたものでなければならない。

② 報酬の下限額

- (1) プロ選手の基本報酬の金額は、クラブの所属リーグに応じ、以下に定める金額（消費税別。なお、別段の定めがない限り、本規則における金額の表示は消費税を含むものとする）を下限額とし、当事者の合意があってもこれを下回ることはできない。
- イ. 2026年6月30日までの契約について
定めない
- ロ. 2026年7月1日以降
- J1のクラブ： 年額480万円（消費税別）
J2のクラブ： 年額360万円（消費税別）
J3のクラブ： 年額240万円（消費税別）
Jリーグ以外のクラブ： 無し
- (2) 前号にかかわらず、当該登録年度（登録年度とは2-1⑤の定めに基づく。以下同じ。）の4月1日時点で18歳以下の選手（いわゆる「高校年代の選手」）には、当該登録年度の終了まで基本報酬の下限の基準額を適用しないものとする。
- (3) 第1号の基準額は、当該登録年度にクラブが所属するカテゴリー（以下、「所属カテゴリー」という）の基準額が適用される。なお、期限付移籍の場合は期限付移籍元クラブの所属カテゴリーの基準額が適用されるものとする。
- (4) 第1号の基準額は、当該年度の基本報酬の年総額を基準とする。契約の期間が1年に満たない場合は、当該基準額を契約期間に応じて月割り計算した金額が適用される。契約の期間が1か月に満たない場合は、1か月に満たない日数について日割り計算した金額が適用される。

③ 報酬の上限額（契約の初年度）

- (1) プロ選手の基本報酬の金額の上限に係る制限は設定しないものとする。ただし、選手が初めてプロ契約を締結する場合、当該選手契約の初年度の報酬は年額1200万円（消費税別。契約の期間が1年に満たない場合は、これを契約期間に応じて月割り計算した金額。契約の期間が1か月に満たない場合は、1か月に満たない日数について日割り計算した金額が適用される。）を超えてはならないものとする。
- (2) 前項ただし書きの場合において変動報酬を設定する場合、当該クラブの他のプロ選手の変動報酬と同水準を超えない範囲で設定しなければならない。

1-4 外国籍選手

① 登録数

外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。

- (1) Jクラブの第1種チーム
外国籍選手の登録可能人数に制限を設けないものとする。
- (2) Jクラブの第1種チーム以外のチーム
外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、

この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

イ. アマチュア選手

ロ. 基本報酬が年額480万円（消費税別。契約の期間が1年に満たない場合は、これを契約期間に応じて月割り計算した金額。契約の期間が1か月に満たない場合は、1か月に満たない日数について日割り計算した金額が適用される。）以下であり、かつ、当該登録年度の7月1日（ただし、2026年前半シーズンについては2026年2月1日）の前日における年齢が20歳未満の選手

② 登録数の例外措置

ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた外国籍選手については、事前に所属するリーグの承認を得た場合（「外国籍選手登録抹消申請書（契約を保持したままの抹消の場合）」（書式J）により申請）、その年度に限り、プロ契約を保持したまま登録を抹消することができる。ただし、当該選手はその年度内において再び登録することはできない。

1-6 選手の登録数

① クラブが登録可能な選手数の上限を設けないものとする。

② Jクラブの第1種チームは、20名以上のプロ選手を登録しなければならない。本号は、2026年7月1日以降に適用されるものとする。

1-7 他のクラブの育成組織の選手への接触

① 育成組織の選手の育成及びプロ契約締結に関する妨害の禁止

クラブによる当該クラブの育成組織の選手の育成及びプロ契約締結については、他のクラブはそれを妨げてはならない。

② クラブの承諾

クラブが他のクラブの育成組織の選手へのスカウト活動を行う場合は、活動を始める前に必ず当該選手が所属するクラブの承諾を得なければならない。

1-8 契約更新

① 他のクラブとの契約

他のクラブに在籍するプロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない（「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」（書式I）により通知。写しを所属リーグに提出）。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約期間が満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、以下の懲罰が科されることがある。

（1）違反当事者がクラブの場合：最大2つの登録ウインドー期間について、新たな選手の追加登録の禁止

（2）違反当事者が選手の場合：最大6ヶ月の出場停止処分

② 選手契約の締結

クラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

③ 移籍リストへの登録

（1）選手契約が更新されないことが確定した場合で選手が希望するときは、選手契約を更新しなかったクラブ（以下、「前クラブ」という。）は、当該選手を移籍リストに登録するものとする。

（2）移籍リストへの登録申請は、前クラブが「移籍リスト登録申請書」（書式第14号）により行う。

（3）移籍リストに登録された選手は、上記①号に定める通知を行うことなしに、自由に他クラブと契約することができる。

（4）移籍リストに登録された選手に関して、当該選手がいずれかのクラブと契約を締結した場合もしくは引退を表明した場合、又は当該選手が移籍リストからの抹消を希望した場合、当該選手又は当該選手と契約した新たなクラブからの依頼に基づき、前クラブは当該選手を移籍リストから抹消するための申請を「移籍リスト登録申請書」（書式第14号）により行うものとする。

（5）（4）にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8ヶ月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

クラブは、本協会又は加盟団体が主催する試合に参加するために、チーム及びその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

- ② (削除)
- ③ 選手の登録区分
- (1) 本協会に登録する選手は、アマチュアとプロに区分される。
- (2) 年度の初めにプロの選手として登録する場合、次の書類を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。
- イ. 「選手登録区分申請書」(書式第1号)
- ロ. 選手契約書の写し(JクラブはJリーグに提出する。本協会はいつでもこれを閲覧できる。)
- (3) 年度の途中にアマチュアからプロに変更する場合、次の書類を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。
- イ. 「選手登録区分申請書」(書式第1号)
- ロ. 選手契約書の写し(JクラブはJリーグに提出する。本協会はいつでもこれを閲覧できる。)
- (4) プロからアマチュアに変更する場合、「選手登録区分申請書」(書式第1号)を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。
- ④ 選手登録区分申請料
- 選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。
- (1) プロ選手：各年度あたり10,000円(不課税)
- (2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更：1回あたり10,000円(不課税)
- (3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更：1回あたり5,000円(不課税)
- ⑤ 登録年度(年度)
- (1) 登録年度(選手の登録が有効となる期間をいい、「シーズン」と同義とする)は以下の通り定める。
- イ. Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手：
- ・2026年2月1日から6月30日までの5か月間(以下、「2026年前半シーズン」という。)
 - ・それ以降は、7月1日から翌年の6月30日までの1年間
- ロ. 上記以外のチーム及び所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間
- (2) 選手は、1つの登録年度において最大3つのクラブに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2クラブのために公式試合に出場する資格を有する。
- (3) 選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグ戦は除く)あるいはカップ戦において2クラブ以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。
- ⑥ Jリーグ及びJFLの第1種チーム及び選手の登録手続き
- (1) クラブは、本協会が指定した申請期日までに、チームの「継続登録申請」及び「追加登録申請」を行う。
- (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
- (3) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。
- (4) プロ選手を登録する場合は、2-1③(2)に定めるところによる。
- ⑦ その他のチーム及び選手の登録手続き
- (1) クラブは、毎年所属都道府県サッカー協会の指定する期日までに、「継続登録申請」及び「追加登録申請」を行う。
- (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
- (3) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。
- (4) プロ選手を登録する場合は、2-1③(2)に定めるところによる。
- (5) 本協会主催の競技会に参加するためには、上記(1)から(3)までにかかわらず、その競技会が定める期日までに登録手続きを完了し、本協会の承認を得なければならない。
- ⑧ 外国籍選手の登録
- 外国のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1に基づく。
- ⑨ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録
- (1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る(「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」(書式第8号)により申請)。
- イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者
- ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者
- ⑩ 競技会期間
- 本規則において、競技会期間とは、各チームが所属するリーグのリーグ戦、カップ戦又は国内選手権のいずれかのうち、先に開催される競技会の最初の公式試合の日から、これらの競技会において行

われる最後の公式試合の日までの期間とする。

⑪ 登録ウインドー

- (1) Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）においてのみ登録されることができる。
- (2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。
イ. 2026年前半シーズン：2026年1月12日から4月7日の年1回
ロ. 2026/2027シーズン以降：
(a) 初回の登録ウインドーは、毎年7月1日までに始まり、当該年9月の第3水曜日を最終日とする期間
(b) 2回目の登録ウインドーは、当該年3月の第1水曜日を最終日として、FIFA規則に基づき最大で設定できる期間（ただし、初日が休日に該当する場合は翌営業日を初日とする）
- (3) 上記(1)に関して、選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り、登録されることができる。
- (4) 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

⑫ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑪にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においてもプロ選手として登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍（「育成型期限付移籍」）については、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-3）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする）。
イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること（選手の年齢は、当該登録年度の12月31日における満年齢とする。なお、2026年前半シーズンにおいては、2026年12月31日における満年齢とする。）
ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して期限付移籍元チーム、期限付移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意していること
ハ. 期限付移籍元チームのリーグより上位のリーグのチームへの期限付移籍ではないこと
- (4) 選手が正当事由に基づきクラブとの選手契約を一方的に解除した場合、又は、クラブによって正当事由無しに一方的に選手契約が解除された場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-4）により本協会に申請）。本協会は、当該一方的な選手契約の解除にかかる正当事由の有無及びこれに基づく登録ウインドー外における登録に関して一応の確からしさが認められる場合、これを迅速に承認するものとする。ただし、かかる本協会の承認は、当該選手契約の解除の結果（損害賠償責任等）に関する決定機関の判断に何らの影響を与えるものではない。
- (5) その他FIFAが承認した場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする。
- (6) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（Jリーグ又はJFLの第1種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑪の適用対象とはならない。

2-2 リーグへの届出

チームが所属するリーグへの選手、スタッフ等の届出は、それぞれのリーグが定める手続きに従って行う。

3. 国内移籍

3-1 移籍の種類

- ① アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合
アマチュア選手がアマチュア選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは当該移籍を承諾しなければならない、かつ、名目のいかなを問わず、当該移籍に関し対価を請求することはできない。
- ② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合
プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。
- ③ アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合
アマチュア選手がプロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。ただし、移籍元クラブは、本規則に定められた「トレーニング補償金（アマチュアからプロ）」を請求することができる。
- ④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合
 - (1) プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない（「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」（書式I）により通知。写しを所属リーグに提出）。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。
 - (2) 契約期間が満了した選手及び移籍リストに登録された選手の移籍に関しては、選手とクラブは、前項に定める通知を行うことなしに自由に交渉し、新たな契約を締結することができる。
 - (3) プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍にともなう補償（移籍補償金）につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

3-2 移籍補償金

- ① プロ選手がプロ選手として契約の期間満了前に移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに移籍補償金を請求することができる。
- ② 移籍補償金の金額は、移籍元クラブと移籍先クラブの合意によって決定する。
- ③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通りスポーツ上の制裁が科されることがある。
 - (1) 違反当事者がクラブの場合：最大2つの登録ウインドー期間について、新たな選手の追加登録の禁止。
 - (2) 違反当事者が選手の場合：最大6ヶ月の出場停止処分
- ④ 上記②の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事者は賠償金を支払わなければならない。当該賠償金の金額及びスポーツ上の制裁は本協会の規則に定めるしかるべき紛争解決機関によって決定されるものとする。
- ⑤ 別段の定めがない限り、移籍補償金又は賠償金の金額には一切の税金が含まれる。
- ⑥ 契約が満了した後の移籍については、移籍補償金は発生しない。
- ⑦ 上記④の定めにかかわらず、賠償金の金額は、選手と移籍元クラブの間の契約において予め規定することができる。

3-3 国内移籍の手続き

- ① 登録抹消申請
 - (1) 移籍元クラブは「登録抹消申請」を行う。
 - (2) 都道府県サッカー協会は、毎週水曜日の12：00までにクラブから申請のあった登録抹消に対して、不備がないことを確認し、承認する。
 - (3) 本協会が最終確認の上、承認する。
- ② 移籍の申請・承認
 - (1) 移籍先クラブは、「追加登録申請」を行う。
 - (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。
 - (3) 年度の初めにプロ選手が移籍する場合は、2-1③(2)の定めるところによる。
 - (4) 年度途中にプロ選手が移籍する場合、移籍先クラブは、選手契約書の写しを本協会に提出する（JクラブはJリーグに提出する。本協会はいつでもこれを閲覧できる）。
 - (5) プロ選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブは、次の書類を本協会に提出する。
 - ・「移籍補償金通知書」（書式第13-1号） ※当該移籍が原契約の期間満了前か満了後かにかかわらず必ず提出
 - ・移籍に関する合意書の写し（移籍補償金の金額が明示されたもの） ※当該移籍が原契約の満了前の場合に提出
 - (6) プロ選手がアマチュア選手として移籍する場合、移籍先クラブ及び移籍元クラブは、次の書類を本協会に提出する。

イ. 移籍先クラブ

- ・「選手登録区分申請書」（書式第1号）（2-1④の申請料を支払う）

ロ. 移籍元クラブ

- ・原契約の中途解除に関する合意書等の写し ※当該移籍が原契約の満了前の場合は提出

（7）都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12：00までにクラブから申請のあった移籍及び追加登録に対して、不備がないことを確認し、承認する。本協会は、原則として同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブへ通知する。

4. 国内の期限付移籍

4-1 期限付移籍の手続き

① 期限付移籍契約書の締結

期限付移籍を行う場合、期限付移籍元クラブ、期限付移籍先クラブ、選手の三者は、期限付移籍の条件（特に期限付移籍期間及び支払条件）について規定する契約を本協会所定の「期限付移籍契約書」によって締結する。

② 期限付移籍先クラブと選手との選手契約の締結

- （1）期限付移籍先クラブと選手は、期限付移籍元クラブと選手が締結している選手契約（以下「原契約」という）の期間内で、期限付移籍であること及び期限付移籍期間について記載された新たな選手契約（以下「期限付選手契約」という）を締結する。
- （2）期限付選手契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。
- （3）期限付移籍期間中、選手と期限付移籍元クラブの原契約上の義務は、別段の合意がない限り停止される。
- （4）期限付移籍の期間は、最短で本協会が定める2つの登録ウインドー間の期間とし、最長で1年間とする。当事者の合意により期間を延長できるものとするが、その延長期間についてもこれら最短及び最長期間の規則が適用される。
- （5）期限付移籍先クラブが期限付移籍中の選手を第三のクラブに期限付移籍させること（サブローン）及び第三のクラブに完全移籍させることは禁止される。

③ 移籍手続き

期限付移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3と同様とするが、期限付移籍先クラブが期限付選手契約の写しを本協会に提出する際に、期限付移籍契約書の写しを添付しなければならない。

④ 期限付移籍元クラブへの再移籍

- （1）年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は自動的に移籍元クラブへ再移籍される。
- （2）年度途中で期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは登録抹消手続きを行い、移籍元クラブは追加登録の手続きを行わなければならない。
- （3）期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に期限付移籍元クラブ、期限付移籍先クラブ、選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会へその旨を通知する。
- （4）海外の期限付移籍については、上記（1）から（3）までに定める限りではない。

⑤ 出場制限に関する取り決めの公表義務

期限付移籍の契約において、期限付移籍元クラブとの試合における選手の出場について何らかの制約条件を設ける場合、期限付移籍先クラブはその条件を公表する義務を負う。

⑥ 期限付移籍の人数の制限

- （1）クラブは、シーズンを通じて、最大10名までの選手を期限付移籍により自クラブから国内の他クラブへ移籍させることができ、また、最大10名までの選手を期限付移籍により国内の他クラブから自クラブへ移籍させることができる。
- （2）前号の例外として、選手が21歳の誕生日を迎えるシーズンの終了前に開始する期限付移籍であり、かつ、当該選手の15歳の誕生日を迎えるシーズンから21歳の誕生日を迎えるシーズンまでの期間における自クラブ（自クラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームを含む）の登録期間の合計日数が990日以上である場合、当該選手の期限付移籍は前号に定める人数の制限を受けないものとする。
- （3）シーズンを通じて自クラブから同一の他クラブに期限付移籍させる選手数、及び、同一の他クラブから自クラブに期限付移籍する選手数の最大人数は、前号の例外は適用が関係なく、それぞれ3名までとする。

⑦ 期限付移籍先クラブによる選手契約の一方的な解除の場合の取扱い

- （1）期限付移籍先クラブが期限付移籍の期間の終了前に、選手との契約を一方的に解除した場合、選手は、期限付移籍元クラブに復帰する権利を有するものとする。
- （2）前号の権利を行使するにあたり、選手は期限付移籍先クラブによる一方的契約解除及び移籍元クラブへの復帰の意思の有無について、速やかに期限付移籍元クラブに通知するものとする。選

手が期限付移籍元クラブへ復帰することを決めた場合、期限付移籍元クラブは選手をクラブに復帰させなければならず、原契約の効力はその復帰の日から再開するものとする。

(3) 前号の規定にもかかわらず、期限付移籍元クラブが選手を復帰させない場合、期限付移籍元クラブによる正当事由の無い選手契約の解除とみなされ、選手は本規則の諸原則に基づき期限付移籍元クラブに対して損害賠償金を求めることができる。

(4) 期限付移籍先クラブが期限付移籍の期間の終了前に、選手との契約を一方的に解除した場合で、期限付移籍元クラブが選手を復帰させる義務を果たした場合、期限付移籍元クラブは期限付移籍先クラブに対し、当該復帰によって被った損害を求償することができる。この場合の求償可能な金額は、少なくとも選手の当該復帰の日から期限付期間の終了日までの間に期限付移籍元クラブが選手に対して支払わなければならなかった報酬額に相当する金額とする。

(5) 本条に基づき期限付移籍先クラブが選手を復帰させた場合において、2-1⑬(4)が適用されるとき、当該選手は登録ウインドー外においても登録することができる。

4-2 期限付移籍に関する補償金（期限付移籍補償金）

① 期限付移籍補償金

選手の期限付移籍に関しては、期限付移籍元クラブは、期限付移籍先クラブに対し補償金（以下「期限付移籍補償金」という）を請求することができる。期限付移籍補償金の金額は、期限付移籍先クラブと期限付移籍元クラブの合意によって決定される。期限付移籍先クラブは「期限付移籍補償金通知書」（書式第13-3号）を本協会に提出するものとする。

② 期限付移籍の期間満了後における移籍先クラブへの完全移籍の場合

期限付移籍期間満了後において選手が期限付移籍先クラブに完全に移籍する場合、当該移籍が期限付移籍元クラブと選手との間の契約期間満了前であれば、3-2の定めに従い移籍補償金が発生する。期限付移籍元クラブと選手との契約期間が満了している場合には、移籍補償金は発生しない。

4-3 原契約の更新手続き

期限付移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、期限付移籍元クラブが必要な更新手続きを行う。ただし、4-2②にいう完全移籍が既に合意されている場合は、移籍先クラブが行う。

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍先クラブ（国内）は、FIFAのWebシステム（Transfer Matching System。以下、「TMS」という。）を用いて、選手をクラブに国際移籍させるための手続きを行う。

(2) 前号の手続きと並行して、クラブは、本協会に移籍元クラブの国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるための申請を、本協会に対して行う（「国際移籍証明書発行申請書」（書式第9号）を使用。申請料（10,000円＋消費税））

(3) 本協会は、前号の申請を受けた後、TMSを用いて移籍元クラブの国のサッカー協会に対して国際移籍証明書の発行を依頼する。

(4) 当該国のサッカー協会から「国際移籍証明書」が発行された後、本協会はこれを移籍先クラブへ送付する。

② 国際移籍選手の登録

(1) 国際移籍した選手を登録する場合、クラブは、通常の登録手続きに加え、本協会に国際移籍選手登録申請を行う（「国際移籍選手登録申請書」（書式第6号）を使用）。

5-2 海外への国際移籍の手続き

国際移籍証明書の発行

(1) 本協会はTMSを通して外国のサッカー協会から「国際移籍証明書」の発行依頼を受けた場合、当該選手の移籍元クラブ（国内クラブ）にこれを通知する。

(2) 移籍元クラブ（国内クラブ）は、選手契約の期間が残存している等の特別な事情が無い限り、当該依頼を承諾するものとし、これを本協会に通知する（「国際移籍証明書発行申請書」（書式第9号）を使用）。

(3) 前号の通知を確認した後、本協会は、TMSを通して「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

6. トレーニング補償金（アマチュアからプロ）

6-1 適用

① アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブは、当該選手が過去に登録したチームに対して、以下に定めるトレーニング補償金（アマチュアからプロ）を支払わなければならない。

② 前項の規定は、アマチュアの選手を当該チームに登録したままプロ選手に区分変更する場合にも同

様に適用される。

- ③ トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の支払い義務は、当該移籍（又はプロ選手への区分変更）が、選手の25歳の年度の終了日までに行われる場合に生じる。

6-2 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額

- ① トレーニング補償金（アマチュアからプロ）は、選手が同人の12歳の年度から22歳の年度にアマチュアとして登録された各登録チーム（以下、単に「登録チーム」という。）に支払われるものとし、その金額は登録期間1年につき、次に定める金額とする。

（1）大卒型選手の場合（移籍元チーム（直前のチーム）が第1種のチームの場合）：

登録チーム	移籍先クラブ		
	J1	J2	J3/JFL その他
12歳（小学6年） の登録チーム	10万円	5万円	—
13、14、15歳（中学年代） の登録チーム	10万円	5万円	—
16、17、18歳（高校年代） の登録チーム	15万円	10万円	5万円
19、20、21、22歳（大学年代）の登録チーム	30万円	20万円	5万円

（2）高卒型選手の場合（移籍元チーム（直前のチーム）が第2種のチームの場合）：

登録チーム	移籍先クラブ		
	J1	J2	J3/JFL その他
12歳（小学6年） の登録チーム	10万円	5万円	—
13、14、15歳（中学年代）の登録チーム	10万円	5万円	—
16、17、18歳（高校年代） の登録チーム	30万円	20万円	5万円

- ② 本条において、選手が当該年齢となる誕生日を含む年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）を当該選手の当該年齢における年度と定めるものとする。

- ③ 4月1日生まれの選手はトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の関係においては、便宜的にその前日（3月31日）生まれとみなすものとする。

- ④ 本条に定める金額はいずれも消費税を含むものとする。

6-3 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）に関する特記事項

- ① トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求権を持つチームは、当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）により運営されるチームに限るものとする。

- ② トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額は、前条に定める金額（年額）に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、当該期間が8ヶ月以上の場合は1年として、4ヶ月以上8ヶ月未満の場合は半年として、4ヶ月未満の場合は該当期間無しとして計算する。

- ③ プロ契約締結前の在籍団体は、上記金額の請求権を有するが、プロ契約締結の拒否権を有するものではない。

- ④ 移籍先クラブのトレーニング補償金（アマチュアからプロ）に関する支払い義務は、選手が当該移籍先クラブにプロとして登録された時点（又はプロ選手へ区分変更した時点）で確定する。
- ⑤ 移籍先クラブは登録チームにトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の支払いの免除や減額を要求してはならない。
- ⑥ 登録チームがトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。
- ⑦ 登録チームを運営する主体が本条第1項に定める団体に該当しないためトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求権を持たない場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。ただし、登録チームが希望した場合、本協会は当該トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額相当の物品を当該登録チームに提供することができる。

6-4 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求及び支払い手続き

トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求及び支払い等に関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニング補償金（アマチュアからプロ）に関する運用細則」によるものとする。

7. トレーニング補償金（プロからプロ）

7-1 適用

プロ選手が23歳の年度における所属リーグの最終の公式試合の日までにプロ選手として他のクラブ（移籍先クラブ）に移籍する場合、本条の定めに基づき、移籍先クラブは移籍元クラブに対して、プロ選手として施されたトレーニングに対して補償金（本規則において「トレーニング補償金（プロからプロ）」という）を支払う義務を負う。

7-2 トレーニング期間

プロ選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日から21歳の年度の終了日までの期間をトレーニング補償金（プロからプロ）が発生する期間（以下、「トレーニング期間」という。）とする。なお、本条において、年度とは当該年の7月1日から翌年の6月30日までの1年間の期間とし、選手が当該年齢になる日を含む年度をもって選手の当該年齢における年度と定めるものとする。

7-3 トレーニング補償金（プロからプロ）に関する特記事項

- ① 本条に定めるトレーニング補償金（プロからプロ）は、プロ選手がプロ選手として移籍した場合に直前のクラブに対してのみ支払われるものとする。
- ② プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニング補償金（プロからプロ）は発生しないものとする。ただし、ブリッジ移籍とみなされる場合、又は、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から16週間以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニング補償金（プロからプロ）を請求することができる。
- ③ 移籍元クラブが正当事由なしに選手との契約を解除した場合、当該選手と新たに契約をしたクラブは、トレーニング保証金の支払い義務を負わないものとする。
- ④ 移籍元クラブの第3種チーム、第2種チーム及び第1種チームに（その他のチームに移籍することなしに）連続して登録された選手に関しては、当該第3種チーム及び第2種チームにアマチュアとして登録された期間をトレーニング期間に加えてトレーニング補償金（プロからプロ）を算出し、移籍先クラブに対して請求することができる。
- ⑤ 移籍補償金が生じる移籍の場合で、関連の移籍合意書においてトレーニング補償金（プロからプロ）に係る特段の合意がない場合、当該移籍に係るトレーニング補償金（プロからプロ）は当該移籍補償金に含まれるとみなされる。
- ⑥ トレーニング補償金（プロからプロ）の金額は、7-5に定める金額（年額）に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、原則として、日割り計算によるものとする。
- ⑦ 算出されたトレーニング補償金（プロからプロ）の金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。
- ⑧ トレーニング補償金（プロからプロ）の金額には一切の税金が含まれる。

7-4 期限付移籍した選手に関するトレーニング補償金（プロからプロ）

- ① 選手が期限付移籍される場合、当該期限付移籍に際しては、トレーニング補償金（プロからプロ）は発生しないものとする。
- ② 選手が期限付移籍した期間もトレーニング期間とみなされるものとし、選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ（期限付移籍先クラブを含む）へ移籍する場合、当該他のクラブは、当該期限付移籍した期間を含めたトレーニング期間に応じた額のトレーニング補償金（プロからプロ）を支払う義務を負う。この場合、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意が無ければ、当該期限付移籍した期間のトレーニング補償金（プロからプロ）の請求権は、期限付き移籍先クラブに帰属するものとする。

7-5 トレーニング補償金（プロからプロ）算出基準

- ① トレーニング補償金（プロからプロ）の金額は、原則として以下の表に示された金額（単年）に当該クラブにおける選手の所属年数を乗じた額として算出されるものとする。なお、選手が以下に定めるクラブ以外のクラブ（地域リーグ又は都道府県リーグのクラブ）に移籍する場合は、トレーニング補償金（プロからプロ）は発生しないものとする。

移籍先クラブ	J 1	J 2	J 3・JFL
金額	800万円	400万円	100万円

- ② 第3種チームに関するトレーニング補償金（プロからプロ）（満12歳3月31日翌日の4月1日から満15歳3月31日までの期間に関するトレーニング補償金（プロからプロ））は、以下の金額に当該チームにおける所属年数を乗じた額として算出されるものとする。

移籍先クラブ	J 1	J 2	J 3・JFL
金額	100万円		

8. 支度金

8-1 支度金

クラブは、初めてプロ契約した選手又は移籍した選手に対し、500万円（消費税別）を上限に支度金（住居費、家具その他これに類する費用）を支払うことができる。

8-2 支度金に関するその他の定め

① 支給時期

- (1) 初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。
- (2) プロ契約選手として移籍するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

② その他

クラブは、選手に対し、引越し費用及び引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

9. 適用除外

女子のリーグに所属するクラブ又はチーム及び当該リーグに登録する選手については、別に定める「女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」が適用され、本規則は適用されない。

10. 改正

本規則の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

11. 施行

本規則は、2014年 2月1日より施行する。

12. 改正

2012年11月22日
 2012年12月20日
 2013年12月19日（2014年2月1日施行）
 2014年12月18日
 2015年 3月12日
 2015年12月17日（2016年2月1日施行）
 2016年12月 8日（2017年2月1日施行）
 2017年 4月13日
 2018年12月13日
 2019年11月14日
 2020年 1月16日
 2020年11月19日（2021年2月1日施行）

2021年 3月11日
2021年12月16日
2022年 2月10日
2023年 1月19日
2024年 1月11日
2024年11月21日（2025年2月1日施行）
2025年 7月17日（2026年2月1日施行）